

# 令和6年度 一宮市放課後児童クラブ利用選考について

放課後児童クラブの申込児童の人数が定員を超える場合、以下の方法により選考します。

- 申請内容から、児童の合計指数を算出します。算出方法は次によります。  
○指数は、[1]学年指数、[2]保護者指数、[3]調整指数の3種類があります。  
○[1]学年指数と[2]保護者指数の合計に、[3]調整指数により加算・減算を行い、合計指数を決定します。
- 合計指数の高い児童から順に定員に達するまで入所承諾の決定をします。  
○校区内に複数施設がある場合でも、申込施設の希望順に拘わらず合計指数によって入所承諾の決定をします。  
○合計指数が同点の場合、以下の順に優先者を決定します。
  - ①学年指数が高いこと
  - ②同一住所地に居住する祖父母がいないこと（同一住所地に居住する祖父母すべてが[2]保護者指数に該当し（求職に該当する場合、または通勤時間の申立てをすると就労の申込要件を満たす場合を除く）、就労証明書等により確認できる場合は、いないことと同様に扱います。）  
上記の順でも優先順位が決まらない場合は、総合的に判断します。
- 定員を超えた場合は、入所保留となり、空きが出た時点で合計指数の高い順に入所のご案内をします。

## [1] 学年指数

学 年	指 数	学 年	指 数	学 年	指 数
1年生	75	3年生	45	5年生	15
2年生	60	4年生	30	6年生	0

## [2] 保護者指数

- 父母について、就労の場合及び就労以外の場合の指数を算出します。
- 父母すべてについて上記の指数を算出し、低い方の指数を保護者指数として採用します。

### 【就労の場合の保護者指数】

- ・就労証明書の「勤務時間」と「勤務日数」から算出します。
- ・下表の「2. 勤務日数による加算」に該当する場合は、「1-①、1-②の内、該当する指数」に「2. 勤務日数による加算」を加算した指数を採用します。
- ・父母または65歳未満の祖父母の就労が申込要件を満たさず、通勤時間の申立てにより申込みされた場合は、以下の点数表に拘わらず保護者指数は「0」となります。

#### 1-①学年別の時間帯(※1)を含む勤務の場合

勤務終了時刻	指 数
	就労・就学等
15:00 以降	3
15:30 以降	5
16:00 以降	7
16:30 以降	8
17:00 以降	9
17:30 以降	10
18:00 以降	11

(※1) 学年別の時間帯とは  
就労の要件で学年により  
区別された時間帯のことであり、  
1～3年生では「15:00～19:00」  
4～6年生では「17:00～19:00」  
となります。

#### 1-②学年別の時間帯(※1)を含まない勤務の場合

勤務時間数	指 数
	就労・就学等
9時間未満	申込みできません
9時間以上	2

#### 2. 勤務日数による加算

区 分	状 況	指 数
勤務日数加算	勤務日数(授業日数)が1か月に20日以上	+ 2

### 【就労以外の場合の保護者指数】

・各区分、状況によって以下の表の指数を採用します。

区分	状 況	指 数
傷 病 等	1か月以上の入院(施設入所含む)	13
	上記以外で、安静加療を要する場合	5
障 害 等	身体障害者手帳 1～2級、療育手帳 A 判定 精神障害者保健福祉手帳 1級、要介護 3～5	13
	身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 判定 精神障害者保健福祉手帳 2 級、要介護 1～2	9
	身体障害者手帳 4 級、療育手帳 C 判定 精神障害者保健福祉手帳 3 級、要支援 2	7
	身体障害者手帳 5～6 級、要支援 1	5
看護・介護	自宅以外での親族の看護・介護で、児童の支援が必要と認められる場合	9
	自宅での親族の看護・介護で、児童の支援が必要と認められる場合	5
就 学 等	大学、職業訓練校、資格取得講習等(通信課程除く)	就労の場合の 保護者指数を使用
出 産	分娩予定日の3か月前より出産日の2か月後の月末までの期間	11
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	13
求 職	現在求職活動中または入所次第求職活動を開始する予定である	-13

### [3]調整指数

○世帯の状況などによって、以下の指数を加算(マイナスの場合は減算)します。

状 況	指 数
①母子・父子家庭等	+ 6
②父または母が単身赴任(就労証明書の「単身赴任」欄により確認できる場合のみ)	+ 2
③保護者が産前産後休業・育児休業期間明け	+ 2
④(ア) 65歳以上75歳未満の祖父母が同一住所地に居住しており(※2)、その祖父母が保護者要件を満たすことが証明書等により確認できない場合 (イ) 65歳以上75歳未満の祖父母が同一住所地に居住しており(※2)、その祖父母が保護者要件の「求職」に該当する場合、または通勤時間の申立てをすると「就労」の申込要件を満たす場合(※3) (ウ) 65歳未満の祖父母が同一住所地に居住しており(※2)、その祖父母が保護者要件の「求職」のみに該当する場合	- 6 (※4)

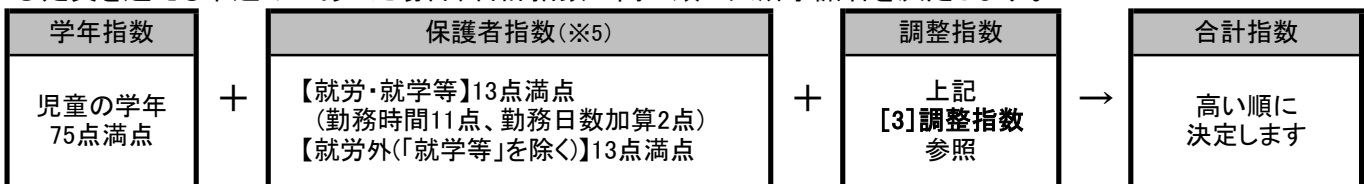
(※2) 生計や世帯の状況を問わず、別棟の場合も含めて、「同居」として取り扱います。

(※3) (イ)の場合以外で申込要件を満たすことが証明書等により確認できる場合は、減算対象外です。

(※4) (イ)のうち通勤時間の申立てをすると「就労」の申込要件に該当する場合で、[2]保護者指数が6以下の場合、減算される指数は[2]保護者指数を上限とします。

### [4]合計指数

○定員を超える申込みがあった場合、合計指数の高い順に入所承諾者を決定します。



(※5) 父母のうち、指数の低い方1名分を採用します。

### 【兄弟姉妹で申込みをする場合】

・申込書で「兄弟姉妹を一組として選考する」を選択した場合は、兄弟姉妹それぞれの合計指数の平均を指数として採用します。(兄弟姉妹の合計指数は同じになります。)

・申込書で「兄弟姉妹を個別に選考する」を選択した場合は、別々に選考を行うため、兄弟姉妹で別の施設に入所承諾となる場合があります。